

2017年3月19日
No 1754
働くルールの確立で
人間性の回復を

明治乳業争議団 ニュース

発行先 明治乳業争議団
〒272-0015
千葉県市川市鬼高2-6-2
☎・Fax 047-332-5698
E-mail mjnyu88sgd@wing.ocn.ne.jp
HP 明治乳業争議団 ⇒ 検索

一差別・不当労働行為を明確に認定した中労委命令— 今こそ全面解決にむけ総決起！



2月17日に送達された明治乳業全国事件への中労委命令には、三つの特徴があります。

① 主文は「棄却」の許しがたい不当命令。しかし、事実認定・判断では都労委が黙殺した職分格差の存在を明確にし、不当労働行為意思についても秘密資料類の証拠や「インフォーマル組織」への会社関係などの事実を丁寧に認定して厳しく断罪。③ さらに、第5「付言」で、会社の不当労働行為と昇格差別を重ねて指摘し、長期化している紛争解決に向け「殊に会社に対して、より大局的見地に立った判断が強く期待される」と断言するなど、紛争解決を強く求めたのです。争議団・支援共闘会議・弁護団は声明を発し、棄却命令への抗議と同時に、事実認定・判断及び「付言」を武器に全面解決への道筋を切り拓く決意を表明しました。

中労委命令三つの特徴

積極面を武器に 全面解決に総決起！

本件に都労委不当命令が発せられたのは2013年7月です。あまりに異常・不当な命令に、「このままでは終えられない」の決意を固め、3年半余りの中労委審査を全力で闘ってきました。11名の証人による全面的な立証。26回を数えた審査課要請行動。東京争議団との共同宣伝も長期に定着させる等、「なんとしても逆転救済命令を」の決意で奮闘しました。残念ながら主文は「棄却」ですが、格差(差別)の存在を明確に認定し、不当労働行為の事実関係についても、厳しく認定・判断した命令を獲得できたのは、32年に及ぶ明治乳業争議で始めてのことです。争議団は、「解決に役立つ命令」との確信を持ち、自主解決を迫る会社包囲を強めつつ、棄却命令を取り消す行訴手続きも行い、早期解決を目指し総決起する決意です。最後までのご支援を心から訴えるものです。

松下年金を知る会
小山 千鶴子さん



明乳争議と私

これから一日も早く争議解決を実現し「晴れ晴れ」とした気持ちを迎えたいと心しています。
明乳争議団ガンバロウ。

命令報告集会の帰宅途中、小関団長の話しを思い浮かべながらここで負けてはならない、いま一歩前に支援をと27日第14次座り込みに参加、大勢の仲間が参加し皆さん明るく必ず良い結果が出る話し合い、団結して最後まで「ガンバロウ！」と大声でシュプレヒコールを唱和。何度か何度も読み返しここまで中労委が理解しているなら「救済しろ！」と大声で叫びたい気持ちでいっぱいになりました。

「明治」と「年金減額裁判」を通じ出会い10年余、私たちが出来ることがあればと参加し支援してきました。明治乳業という会社が、働く人を人間扱いしない実態を相互支援のたたかいの中で知りました。争議団の皆さんが、職場の改善をするためたかいに立ち上がったことに対し、「差別」を行なった。大雨、大雪、台風、暑い寒いの中で訴え続けて来た明治乳業争議団の皆さん。いよいよ「救済命令の日」を迎えました。なんと言うことでしよう「付言」ここまで書くなら何故なぞ「救済」しない、怒りより悲しくなりました。当事者のことを思うと涙が止まらず「付言」



訃報

大阪争議団員の福泉哲夫(79歳)さんが3月9日ご逝去されました。謹んでお悔やみ申し上げます。

マイペースという言葉は福泉さんのためにあるようなもの。少々のことでは揺らぐ事はない。福泉さんは、皆から「哲ちゃん」と慕われ続けてきた。執行委員時代は調査部長を担当し、退職後は地域の医療生協や生活と健康を守る会で頑張り、決して派手ではなく、地道にマイペースでねばり強く、いつも裏方として皆を支えてきた仲間をまた1人失いました。心よりご冥福をお祈りいたします。「合掌」



訃報

市川争議団員の斉藤忠義(72歳)さんが、2月12日不慮の災難によりご逝去されました。謹んでお悔やみ申し上げます。

斉藤さんは、長野県の高校を卒業し18歳で明治乳業市川工場に入社しました。持ち前の明るい性格と高校時代に柔道をしていたことで体力もあることから重量職場冷蔵庫に配属され、劣悪な冷蔵庫職場の労働条件を改善するための先頭に立って闘い、組合支部大会では5区斉藤(職場別呼称)として有名になり、インフォーマル組織の大会議長も一目置いて指名されるほど人気者でした。また、仕事でも斉藤工務店と言われるほど器用に故障箇所や工作物を作り上げるなど、特異な才能を持っていました。争議団として惜しい人を失いました。心よりご冥福をお祈りいたします。「合掌」

中労委命令に従い解決を求める京橋エドグラン前座り込み



第16次座り込み 両日とも11時~13時
4月10日(月)、11日(火)
第17次座り込み
5月16日(火)、17日(水)

第14次座り込み行動まで、延べ489団体・1075名の参加、時間にして43時間の中で、経営判断による自主的な争議解決の決断を求めてきました。2月17日中労委命令は「棄却」でしたが、不当労働行為も差別もあつたとの大義を勝ち取ったことから、解決交渉に応じることを求める座り込み行動に切り替え、明治HDには「申入書」を受け取らせることができました。行動は「京橋エドグラン」前(中央通り側)です。最寄り駅「銀座線・京橋駅7番、5番」です。春うらら花見の季節、皆様方のご支援を心よりお待ちしております。

中労委命令に対する声明



2月20日厚労記者会見

2月20日厚労記者会見
 件命令、東芝事件命令、石油化学事
 した新日本
 として救済
 ではない」
 触するもの
 になんら抵
 法27条2項
 是正を命じることは、労働組合

4 さらに本件命令は救済こそ
 しなかったものの、事実認定に
 おいてインフォーマル組織に会
 社が関与したこと等を認めたこ
 とは、平成25年7月9日に救済
 を否定した都労委命令を見直し、
 本件に先行した市川工場の32名
 の救済申立事件（「市川事件」
 という）について都労委が平成
 8年7月に救済命令を出さなかつ

2017年2月17日
 明治乳業賃金昇格差別撤廃争議団
 明治乳業賃金昇格差別撤廃争議団
 明治乳業賃金昇格差別撤廃争議団

2 本件命令は、申立人32名に
 対する平均97万円（月例賃金4
 5か月分にあたる）に及ぶ大
 きな賃金差別を、また基幹職1
 級への昇格で13年以上遅れてい
 る職分差別を、不当労働行為に
 ならないという非人間的な判断
 を下した。

3 しかし本件命令は異例にも
 「第6結論」の前に「第5付言」
 をおき、以下のように述べ、紛
 争の早期解決への判断を「殊に
 会社」に求めた。

5 そもそも、明治乳業の賃金
 職分差別事件は、本件と昭和60
 年に申立てられた市川事件の2
 つの不当労働行為事件として争
 われてきた。この2つの事件は
 昭和40年代初頭から始まった申
 立人らを敵視・嫌悪した会社の
 方針の下、昭和44年の新職分制
 度の導入・実施以降申立人らの
 退職まで一貫して続いてきた賃
 金職分差別の不当労働行為事件
 である。会社はインフォーマル
 組織を作り育て、申立人らが執
 行部を担っていた組合支部を会

6 会社の申立人らに対する職
 分・賃金差別を認めたこの命令
 を契機にして、会社に対し、長
 年にわたって行われた争議につ
 全面的な解決をするよう私たち
 は強く求めるものである。会社
 が早期に私たちと交渉してこの
 争議を解決することこそが、食
 品の安全・責任を尊重する食品
 企業としての会社に相応しい態
 度であると確信している。

1 中央労働委員会は、本日、
 全国9事業所の申立人32名が株
 式会社明治に対し申立てた職分・
 賃金差別の不当労働行為救済申
 立の再審査申立事件（平成25年
 「不再」第61号、以下「本件事
 件」という）について、再審査
 申立をいずれも棄却するという
 不当な命令（以下「本件命令」
 という）を交付（送達）した。

昭和シェル石油事件命令等、中
 央労働委員会が積み重ねてきた
 救済を投げ捨てたものである。
 私たちはこの異常な判断に怒り
 をもって抗議する。



決意新にする小関団長

殊に会社に 大局的見地の判断を求めろ！

中労委命令書 第5 付言「全文」



命令内容報告する金井弁護士

本件の労使紛争及びこれに関
 連する事情等として、次の点を
 指摘することができる。
 昭和40年代において、会社の
 施策に賛同する当時の職制ら
 市川工場事件申立人らや本件申
 立人らに対し、同人らの信条や
 組合活動等を理由とする誹謗中
 傷と評価されるのもやむを得な
 い活動を行っていたことは既に
 認定したとおりである。そして、
 会社は、信条や組合活動等を問
 うことなく、従業員を公平・公
 正に取り扱うべき義務を負って

上記で指摘した事情からすれ
 ば、本件の労使紛争による関係
 当事者の物心両面の損失は大き
 いものといえ、また、今後も紛
 争の続くことによる負担やコス
 トの増大も避け難いことは明白
 といえる。このように長期化し、

中労委命令は申立人らの長年
 にわたり累積した職分・賃金差
 別を救済しなかったという結論
 で、不当命令である。
 しかし「第3当委員会の認定
 した事実」等で、会社がインフォ
 マル組織を利用して申立人らを
 支部執行部から排除したこと等、
 会社の不当労働行為意思を認め
 た。また職分・賃金の格差も認

いたにもかかわらず、少なくとも
 も会社内で責任ある地位にあつ
 た職制らの上記活動を抑制する
 ことはなかったという限度にお
 いては、非難を免れ得ないとい
 るのである。また、昭和40年代か
 ら昭和50年代初頭における査定
 の結果とはいえ、市川工場事件
 申立人ら及び本件申立人らとそ
 の他集団との間に職分格差（そ
 の帰結としての賃金格差）が存
 在していたのは紛れもない事実
 である。さらに、昭和60年に市
 川工場事件が申し立てられ既に
 30年余りが経過し、労使紛争が
 極めて長期化していることに加
 え、前記第3の9で摘示した39
 件の関連する後続事件が都労
 委に係属するなど労使紛争が深
 刻化し、この間、市川工場事件
 申立人ら及び本件申立人らら
 ち12名が死亡している状況にあ
 る。

深刻化した紛争を早期に解決す
 ることが当事者双方に強く求め
 られるところであるが、そのた
 めには、当事者双方の互譲によ
 る合意をもって紛争の全面的解
 決を目指すべきことは自明の理
 である。当委員会は、当事者双
 方に対し、そのような解決に向
 けた対応を求めるものであり、
 殊に会社に対して、より大局的
 見地に立った判断が強く期待さ
 れていることを指摘しておくこ
 ととする。

弁護士金井克仁談話 中労委命令を 活用して早期和解を



中労委命令に従い、株式会社明治
に話し合いを求める座り込み